

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第227号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和3年7月9日付け諮問教職第236号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 本件対象文書

特定の公立学校において令和2年度に発生した不適切指導及びいじめに係る文書

2 公開請求に対する処分の内容

生徒等の氏名その他個人の特定につながる部分及び個人の権利利益を害するおそれがある部分を除いた公文書の一部を公開する旨の決定

3 担当課（所）

教職員課

4 審査請求の経緯

公開請求	令和	3年	5月	24日
本件処分	令和	3年	6月	7日
審査請求	令和	3年	6月	29日
諮問	令和	3年	7月	9日
答申	令和	7年	3月	27日

5 諮問に対する審査会の判断結果

実施機関が公開しないこととした部分のうち、審査会が公開相当と判断した部分は公開すべきであるが、その余の部分について非公開とした決定は妥当である。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 争点

審査請求人は、氏名など個人識別に係る情報以外の部分は公開すべきであると主張している。また、教員の氏名については、情報公開条例第7条第2号ただし書に該当する情報であり、公開されるべきであると主張している。実施機関は、個人に関する情報とは、個人の氏名、生年月日のほか、その個人との関連性を有する全ての情報を意味するものであり、本件対象文書の全体が個人の特定につながるものと判断していると主張している。

(2) 審査会としての判断

非公開とされている部分には、関係した生徒の氏名、保護者の氏名、通報者の氏名、並びに、関係した生徒の在籍する学科、学年、クラス、性別、年齢、被害生徒の担任教職員名、部活動顧問の教職員名に係る情報の記載が認められる。当該情報は、他の情報と照合することにより、当該関係生徒等を識別することができるものであるから、非公開情報に該当するものと認められる。なお、審査請求人は、教職員の氏名について、ただし書に該当し公開すべきと主張しているが、当該教職員の氏名は、学校関係者等において当該関係生徒等を識別することができる可能性が非常に高い情報であるから、非公開とすべきである。

また、非公開とされている部分には、関係した生徒の言動、保護者の要望等も記載されているものと認められる。当該情報は、関係生徒等を識別することができる情報ではないが、公にすることにより、なお当該関係生徒等の権利利益を害するおそれがあるものであるから、非公開とすべきである。

なお、非公開とされている部分のうち、見出しなど、関係生徒等に関する情報がみだりに公にされるものではないと認められる部分については、非公開情報には該当しないものと判断した。

7 審議経緯

審査回数16回

答申第227号

答 申 書

令和7年3月27日

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書について、実施機関が非公開とした別表1の部分のうち、当審査会が公開相当と判断した別表2の部分については公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、令和3年5月24日に次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

請求の内容：[公立学校の名称]における不適切指導、いじめを調査した2020年度の資料の一切

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、令和3年6月7日に情報公開条例第11条第1項の規定により一部公開を決定（以下「本件処分」という。）し、次のとおり「公開しない部分」及び「公開しない理由」を付して審査請求人に通知した。

公開しない部分：生徒等の氏名その他個人の特定につながるもの

個人の権利利益を害するおそれのあるもの

公開しない理由：情報公開条例第7条第2号に該当

3 審査請求

審査請求人は、令和3年6月29日に本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、令和3年7月9日に情報公開条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している内容は、概ね次のとおりである。なお、審査請求人に対し情報公開条例第24条の規定による意見陳述の申出について意向確認を行ったが、審査請求人から申出はなかった。

1 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号。以下「行政手続条例」という。）第8条（理由付記）の適用について

（1）本件処分では、何を、どういう理由で非公開にしたのか不明であり違法である。

- ・本件処分の公開しない部分の欄に「生徒等の氏名その他個人特定につながるもの、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」と書いてあるが、「生徒等」とは具体的に誰を指すのか、被害生徒か、それ以外の生徒か、教員か分からない。さらに「その他個人特定につながるもの」とは具体的に何か、「権利利益」とは具体的にどのような権利や利益のことか、「個人の権利利益を害するおそれのあるもの」とは、具体的にどのようなおそれを指し、実際に起こりうるおそれなのか明らかにされていない。また、関係者には、公務員である教員がいるはずだが、教員氏名もまとめて黒塗りにされている。教員氏名については、情報公開条例第7条第2号ただし書イ、ロ、ハの規定により非公開とはできな

いので、黒塗りは違法である。

- ・行政手続条例第8条には、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」「処分を書面とするときは、理由は書面により示さなければならない」と書いてある。本件処分の通知に書かれた文章は抽象的であり、どの書類の、何を、どういう理由で非公開としたのか、具体的な理由は書かれていない。明らかに行政手続条例第8条違反であり、違法である。
- ・なお、警視庁の情報非開示決定処分取消に関する最高裁判所平成4（行ツ）第48号平成4年12月10日第一小法廷判決では、「非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、（中略）理由付記としては十分でないといわなければならない」との判決を出し、処分を取消している。

(2) 実施機関は弁明書において他事考慮を行ったことを告白している。本件処分が違法であることは明らかである。

- ・情報公開条例第5条には「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる」と書いてある。また、「情報公開事務の手引き（平成13年3月、石川県）」には、「この条例は、公開請求者の如何を問わず、公開請求があった公文書の公開決定等に係る判断を行うものであるから、本号本文に該当する個人に関する情報が記録されている公文書については、当該個人からの公開請求であっても公開しないものである」と記載されている。これらの規定を素直に読むと請求者個人の背景や事情に関わらず情報公開条例の定める適正な手続きのもと公平な処分を受ける権利を有することは明らかである。
- ・一方、実施機関は文章中で、「個別具体の事案（以下「本件事案」という。）を認識している」「事情を知っている」など縷々述べた上で、「審査請求人においても一定程度、本件事案の事情を知っているものと思われる」から理由は書かないと主張している。これは、審査手続きにおいて、本来考慮すべきではない、私個人の背景や事情を考慮したという告白と認められる。
- ・つまり、本件処分には、他事考慮に基づく行政手続の重大明白な瑕疵があったことは明らかであり、情報公開条例第5条に違反し違法である。
- ・なお、実施機関は、私が本件公開請求に係る請求書に本件事案について記載したことが処分理由を記載できない原因であるかのように指摘しているが、私は情報公開条例の趣旨に基づき、文書特定に役立つよう具体的に記入したに過ぎない。実施機関としては、例えば、私に請求内容の訂正を求めることも可能であり、あるいは存否を明らかにしない決定を行うことも可能であったはずである。そのような事実は一切なかったことを念のために付記する。

(3) 実施機関の弁明によると、本件処分は石川県が定める要綱、情報公開条例に沿った公文書一部公開決定でないことは明らかである。実施機関が極めて不自然な事務処理を行ったことは明らかであり、本件処分は取り消されるべきである。

- ・「情報公開事務の手引き」中の「情報公開事務取扱要綱」によると、公文書一部公開決定通知書（教職第182号、令和3年6月7日）の「公開しない部分」欄については、「公開しない情報の概要を当該情報が半明しないよう留意して記載すること」「例 ○○のうち特定個人の住所、氏名 ○○のうち業者ごとの金額 ○○のうち金額算出部分」と定められている。また「公開しない理由」欄については「非公開事由のいずれかに該当するか、及びその理由を具体的に記載すること。この場合、情報公開条例第7条の複数の号に該当するときは、該当する号すべてを記載するとともに、各号ごとにその理由を記載すること」と定められている。これらの規定を素直に読むと、事務取扱要綱では、公文書一部公開決定の場合には非公開部分と非公開理由を対応させた上で、理由を具体的に記載することになる。行政手続条例第8条の考え方に合致している。しかし、本件処分の「公開しない部分」

欄「公開しない理由」欄は事務取扱要綱を踏まえた記載となっていない。むしろ同手引きの公文書非公開決定通知書の記載例とほぼ同様となっている。

- ・私は「生徒等」「その他個人の特定につながるもの」「権利利益」「個人の権利利益を害するおそれ」とは何か、少なくとも要綱に沿って明らかにするよう審査請求書で求めている。実施機関は、私が「具体的な事情を知りうる」との前提で縷々主張しているが、事務取扱要綱を無視し、相手によって恣意的な運用を行っているとの告白に過ぎない。
- ・また、実施機関は、弁明において、文章中の全てが個人に関する情報であったと主張している。しかし、例えば公開された「いじめに関する報告書」を例に挙げると、「【第一報】概要報告」の「事案の概要」欄、「【第二報】調査結果報告」の「調査結果」欄、「【第三報】調査結果報告」の「指導の結果」欄については、明らかに公務員の職務遂行情報の側面があると推測される。例えば「被害生徒が心身に苦痛を感じていることから、法におけるいじめと判断する。」など職務上行った判断や指導が記載されているのであれば、適切な部分公開を行うことで公開する余地はあるものと考える。
- ・実施機関は一部公開と言いながら、公開しない部分や理由については、全部非公開の場合の記述にとどめ、本来部分公開が可能な情報についても黒塗りしている疑いがある。通知書の記載及び本件対象文書からは、いかなる情報が非公開とされているのか知る手段がなく、私は個々の情報について、公開・非公開の是非を判断し主張することができない。本件処分は、極めて不当な処分であることは明らかである。

(4) 実施機関の弁明は、行政手続における理由付記制度を根本から否定する内容であり、本件処分が違法であることは明らかである。

- ・判例によると、行政手続の理由付記制度の目的は、①行政決定を行う行政庁の判断の慎重さと合理性を担保し、その恣意を抑制すること、②行政庁の判断の根拠を開示させること、③申請者の不服申立に便宜を与えるという点にあることとされている。そして、特に①②を担保する観点から、不利益処分の根拠は通知書の記載自体において明らかとされている必要があり、処分の相手方の知、不知にはかわりがないとされている（最高裁判所昭和45年（行ツ第36号）。私が例示した最高裁判所平成4年（行ツ）第48号事件においても、理由二の中で「公文書の非開示決定通知書に理由付記を命じた規定の趣旨が前示のとおりであることからすれば、これに記載することを要する非開示理由の程度は、相手方の知、不知にかかわりがないものというべきであるし、また、本件において、後日、実施機関の補助職員によって、被上告人に対し口頭で非開示理由の説明がされたとしても、それによって、付記理由不備の瑕疵が治癒されたものということとはできない」と判断されている。
- ・一方、実施機関は、弁明書において、私が「具体的な事情を知りうる」との前提で縷々述べた上で、私が例示した最高裁判所平成4年（行ツ）第48号事件は本事案とは前提が異なり参考とすべきではないと主張しているが、判例に照らすと、この主張が失当であることは明らかである。
- ・実施機関の主張は、理由を明らかにしないことを前提に処分を行ったことを自ら証明するものであり、本件処分が不当であり違法であることは明らかである。

(5) 実施機関に対し、直ちに本件処分を取消し、適切な公開決定等を行うよう求める。

- ・本件処分は手続きにおける違法性が顕著であり、また公開・非公開の可否は最低限の理由が示された上で検証が可能となることから、即時取消しの上、諸規定に従い公開決定を行うよう強く求める。

2 情報公開条例第7条第2号(個人情報)及び第8条第2項(部分公開)の適用について

(1) 本件処分は文章全体を黒塗りしており違法である。

- ・情報公開条例第8条第2項では、「当該情報のうち、氏名、生年月日、その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害される

おそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなし」と書いてある。この条文によると、文章の中で消すことができるのは名前だけであり、文章全てを黒塗りにすることはできない。例えば「■■■が■■■を侮辱した」のように文章の一部が残るはずであるが、公開された文章では、文章全体に黒塗りがされており、明らかに情報公開条例違反であり違法である。

(2) いたずらに個人情報を盾に黒塗りするの、極めて不当であり違法である。

- ・文部科学省のいじめの重大事態に関するガイドラインには、「学校の設置者及び学校として、『各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分』を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない」と書いてある。つまり、1及び2で述べたとおり、個人情報という理由だけで全てを黒塗りにすることは、国のガイドラインに沿った方法ではなく、明らかに不当処分である。
- ・実施機関の弁明に対する反論は、非公開部分とその非公開理由がわからなければ議論が成立しないため行わない。なお、弁明書のうち本件対象文書において重大事態ではないと表記されていることについては認める。ただし、重大事態であるか否か、あるいは公表についての明文の規定があるか否かに関わらず、何人にも公開請求権が認められており、公開・非公開の判断基準の一つとしてガイドラインの規定は当然尊重されるべきことを申し添える。

(3) 情報公開条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）の適用について

本件処分は、事件の重大性を考慮すれば情報公開条例第9条で公開できる。考慮すべき事実を考慮しないのは不当であり違法である。

- ・情報公開条例第9条には、公益上の理由による裁量的公開というルールがある。つまり、実施機関は、公開か非公開か判断する際に、事件の重大性を考慮し、個人情報の有無にかかわらず、必要な範囲を公開する裁量権を持っている。実施機関が非公開とすべき理由を示せないのは、表に出せない事情を隠すためである疑いがあり、そのために本来考慮すべき事件の重大性を意図的に考慮しないのは不当である。
- ・実施機関の弁明についての反論は、非公開部分とその非公開理由がわからなければ議論が成立しないため行わない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。

1 行政手続条例第8条（理由付記）の適用について

- ・審査請求人は、「「生徒等」とは具体的に誰を指すのか」と主張するが、具体的に誰かということ自体が個人情報である。なお、「被害生徒か、それ以外の生徒か、教員か分からない。」とする部分については、審査請求人自身が、あえて、本件事案を認識した上で本件公開請求を行っていることから、本件事案に関係する範囲の生徒等、本件事案の関係者であることは極めて容易に理解できるものであり、それ以外に関係する者が具体的に想定される事情の主張がされていない。付言すれば、本件処分の一部公開された「いじめに関する報告書」には、10人分の生徒氏名が黒塗리ではあるが記載されている。これらが被害生徒か加害生徒かにかかわらず、本件事案に関係する生徒であり、かつ多人数ではないことが明白であり、また、本件事案と関係のない第三者である審査請求人が、「公表されていない」本件事案を認識した上で本件公開請求を行っているものであることから、審査請求人においても一定程度、本件事案の事情を知っているものと思われる。こうしたことを総合的に踏まえれば、たとえ氏名等の個人を識別できる情報を黒塗リしたとしても、本件事案の関係生徒等のプライバ

シーを保護することにはならないことから、本件処分の公開できない理由が理解できないとの審査請求人の主張は否定されるべきである。

- ・「その他個人（の）特定につながるもの」とは、上記で述べた限定された範囲の関係者、すなわち、関係者の対象規模が小規模なゆえに、個人が識別される可能性が高いこと、さらに繰り返しになるが、本件事案と関係のない第三者である審査請求人自身が、あえて、「公表されていない」本件事案を認識した上で本件公開請求を行っていることから、より一層、審査請求人において容易に知りうる他の情報と照合することにより（モザイク・アプローチ）個人識別可能性が高いことを考慮し、個人識別情報を含む本件対象文書のほぼ全体を「その他個人（の）特定につながるもの」と判断したものである。
- ・「権利利益」とは、生徒等のプライバシーである。
- ・「個人の権利利益を害するおそれのある」とは、個人識別性がなくとも、公開されることにより、関係生徒等の人格的利益等も含めた権利利益を害するおそれのあるものであり、人格的利益は内面的な要素を含むものであることから、実際に起こりうるかを証明するという性質のものではない。
- ・また、本件対象文書のうち、公務員に関する情報であっても、当該個人の人格的利益等に関わるもの（本件事案に即して言えば、事情聴取の記録等）は非公開とすべきものである。
- ・「本件処分の通知に書かれた文章は抽象的であり、どの書類の、何を、どういう理由で非公開としたのか、具体的な理由は書いてありません。」とあることについては、既に述べたとおり、審査請求人において理解できるものであり、繰り返さない。
- ・なお、審査請求人は、最高裁判所平成4年（行ツ）第48号警視庁情報非開示決定処分取消事件（平成4年12月10日判決）を例に本件処分の違法性を主張するが、当該判決（控訴審：東京高裁平成3年（行コ）第44号平成3年11月27日判決を含む。）によると、当該公開請求された公文書は、本件事案のような個別具体の事案を認識したものではなく、東京都が個人情報保護条例策定の準備作業として各部局に個人情報実態調査を行ったことに関連し、「個人情報実態調査に関して警視庁から入手、取得した一切の文書」という包括的な請求を行ったものであり、そもそもどのような種類、性質の情報が含まれているか請求人において不明であり、非公開とされた部分も、非公開事由とした理由からはどのような性質・内容のものか一切知り得ないという事情があったものである。本件事案における審査請求人の事情（個別具体の事案に関する請求であり、一定程度、本件事案について具体的事情を知っていると思われる）とは異なるものであることから、当該最高裁判決は本件処分とは前提を異にするものであると思料する。なお、当該最高裁判決では、「当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知りうるような場合は別として」との例外とも読み取れる留保がなされているが、審査請求の理由の記載においては、当該部分は「(中略)」とされている。本件対象文書は、いじめに関するものであり、個別事案の内容や関係者からの聞き取りなどの調査内容その他の機微な内容がその大部分を占めることは、性質上、審査請求人において知り得ることであるし、そのことを踏まえた上での本件公開請求であったと思料する。

2 情報公開条例第7条第2号（個人情報）及び情報公開条例第8条第2項（部分公開）の適用について

- ・審査請求人が主張する、「この条文によると、文章の中で消すことができるのは名前だけであり」との主張は、条文の文理上、そのような解釈には至り得ない。「個人に関する情報」とは、個人の氏名、生年月日のほか、その個人との関連性を有する全ての情報を意味するものである。その上で、ほぼ全体を黒塗りとした理由は1で述べたとおりであるので、繰り返さない。
- ・審査請求人は、「いじめの重大事態に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）違反を主張するが、当該ガイドラインは、いじめ防止対策推進法第28条に規定する「重大事態」について述べたものである。本件対象文書でも判断が示されているとおり、本件事案は「重大事態」に該当しないため、審査請求人の主張はその前提を欠く。

- ・なお、「重大事態」の定義は、同条第2項で、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

3 情報公開条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）の適用について

- ・情報公開条例第3条では、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない」と規定しており、この趣旨は、公益上の理由による裁量的公開を判断する際にも考慮すべき事項である。すなわち、裁量的公開を行うに際しては、非公開情報の性質と公開による公益を比較考量することになるが、その際、個人情報については、格別の配慮が必要である。
- ・この点を踏まえて判断すれば、本件事案は、特定の高等学校の特定の部活動内という極めて限定された範囲及び人間関係の中で発生し、及び完結している事象であり、この範囲を超えて第三者に影響を及ぼすおそれは想定されないものであり、また、上記2で述べたとおり、「重大事態」にも該当しないため、記載された個人情報を公開してまで保護される公益性は見当たらないものと思料する。
仮に、裁量的公開の適用を主張するのであれば、審査請求の理由において個人情報を公開してまで優先される公益性の具体的内容を主張すべきであるが、なされていない。

第5 当審査会の判断理由

1 情報公開条例の基本的な考え方

情報公開条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利について定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき、以下判断するものである。

2 本件対象文書

本件対象文書は、特定の公立学校において令和2年度に発生した不適切指導及びいじめに係る次の公文書である。

- 文書1 いじめに関する報告書
- 文書2 いじめ問題個別案件対応チーム会議（7月1日）記録
- 文書3 別紙記録①～④の一覧
- 文書4 別紙記録①
- 文書5 別紙記録②
- 文書6 別紙記録③
- 文書7 別紙記録④
- 文書8 いじめ問題個別案件対応チーム会議（7月31日）記録
- 文書9 いじめ等問題解決に向けて要望すること
- 文書10 経緯等説明書
- 文書11 今後について
- 文書12 再発防止について

3 本件審査請求における争点

審査請求人及び実施機関双方の主張における争点は、概ね次のとおりである。

(1) 行政手続条例第8条（理由付記）の適用について

審査請求人は、実施機関がいかなる情報をいかなる理由で非公開にしたのか不明であり、本件処分には理由付記の不備があることから取り消すべきであると主張している。

実施機関は、審査請求人が本件事案を認識した上で本件公開請求を行っていることから、審査請求人において理解できるものであり不備はないと主張している。

(2) 情報公開条例第7条第2号（個人情報）の適用について

審査請求人は、氏名など個人識別に係る情報以外の部分は公開すべきであると主張している。また、教員の氏名については、情報公開条例第7条第2号ただし書に該当する情報であり、公開されるべきであると主張している。

実施機関は、個人に関する情報とは、個人の氏名、生年月日のほか、その個人との関連性を有する全ての情報を意味するものであり、本件対象文書の全体が個人の特定につながるものと判断していると主張している。

(3) 情報公開条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）の適用について

審査請求人は、事件の重大性から裁量的公開を行うべきであると主張している。

実施機関は、裁量的公開を行うべき特段の事情は存在しないと主張している。

以下、上記に掲げた争点を順次、判断する。

4 行政手続条例第8条（理由付記）の適用について

(1) 理由付記について

行政手続条例第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定している。

(2) 本件処分における理由付記の不備について

当審査会において本件処分に係る通知書を見分したところ、「公開しない部分」欄には「生徒等の氏名その他個人の特定につながるもの、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」と、「公開しない理由」欄には「情報公開条例第7条第2号に該当」と記載されている。

当該記載は、上記（1）に照らせば、理由を具体的に明示したものと認められないことから、理由付記としては不十分である。これをもって、実施機関が本件処分において非公開とした部分及びその理由の妥当性について判断することなく、本件処分の取消しが相当である旨の答申を行うことも考えられる。

しかしながら、かかる答申をした場合、実施機関があらためて理由を付記し直した上で同一の部分を非公開とする一部公開決定を再度行う可能性も否定できない。当該処分に対して再度審査請求があれば、当審査会においてあらためて調査審議することになり、その結果、実施機関が非公開とした部分が非公開理由に該当しないとの判断に至った場合には、これを公開すべき旨の答申を行うことになる。本件審査請求において調査審議を行うことで、審査請求人の再度の審査請求を経ることなく一時的解決を図ることが可能である。

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、理由付記の不備に留まらず、実施機関が非公開とした部分の公開を求めていることから、当審査会としては、実施機関が本件処分において非公開とした部分及びその理由の妥当性についても調査審議を行うことが、審査請求人の主張に沿ったものと思料する。そこで、当審査会としては、こうした事情に鑑み、情報公開条例第23条第1項に基づき、本件対象文書を直接見分するインカメラ審理を実施して非公開とされた情報を確認することとした。

併せて、本件処分における「公開しない部分」及び「公開しない理由」について、同条第3項に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記録されている非公開部分の内容及びその非公開理由を分類又は整理した資料（以下「ヴォーン・インデックス」という。）の提出を求めることとした。なお、審査請求人に対し、情報公開条例第25条第1項に基づき上記資料の写しを送付した際、当該資料に対する意見書の提出の機会を与えたが、審査請求人から意見書の提出はなかった。

5 情報公開条例第7条第2号（個人情報）の適用について

（1）情報公開条例第7条第2号について

第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定しており、公文書の原則公開を規定したうえで、例外的に非公開とする情報として、同条第1号から第7号までを定めている。

第2号は、「個人に関する情報（略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。その上で上記に該当する情報であっても、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものについては、例外的に非公開情報から除くこととし、ただし書イ、ロ、ハを定めている。ただし書イは「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、ただし書ロは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を、ただし書ハは「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を非公開情報から除くと規定している。

（2）本件対象文書における個人情報の取扱いについて

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は特定の生徒に対する不適切指導及びいじめ事案に係る報告であり、非公開とされている部分には、関係した生徒の氏名、保護者の氏名、通報者の氏名、並びに、関係した生徒の在籍する学科、学年、クラス、性別、年齢、被害生徒の担任教職員名、部活動顧問の教職員名に係る情報が記録されているものと認められる。

情報公開条例は、第7条第2号本文括弧書きにおいて、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と規定するところ、関係した生徒の在籍する学科、学年、クラス、性別、年齢、被害生徒の担任教職員名、部活動顧問の教職員名については、学校関係者等が有する情報又は通常入手し得る情報と照合することにより関係した生徒及び保護者（以下「関係生徒等」という。）を識別することができる可能性が非常に高い情報と認められる。関係生徒等が心身の成熟途上にあることにも鑑みれば、個人識別情報の取扱いに当たっては、その秘匿性の保持に最大限の配慮がされなければならないことから、個人を識別することができる情報として扱うことが必要である。

また、非公開とされている部分には、関係した生徒の言動、保護者の要望（以下「関係生徒等の発言等」）等も記載されているものと認められる。一般に、不適切指導又はいじめの調査で判明した事実や経過として記載された関係生徒等の発言等に係る記述は、当該人物の人間性又は人格に密接に関わる情報であり、他人に知られたくない秘匿性の高いものであると認められる。従って、関係生徒等の発言等に係る情報については、氏名その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を非公開としても、公にすることによって、関係生徒等の権利利益を害するおそれがある情報として扱うことが必要であると考えらる。

(3) 非公開とされている部分の個別判断

上記(2)のとおり、当審査会における判断にあたっては、関係生徒等に関する情報がみだりに公にされることがないように、最大限の配慮を行うことが必要であると思料する。そこで、当審査会において、実施機関から提出されたヴォーン・インデックスをもとにインカメラ審理を行い、非公開とされている部分に記載されている情報を、関係生徒等の個人識別性及び利益侵害のおそれを基準として分類整理し、別表1のとおり類似する情報ごとに区分することとした。

以下、区分ごとに当審査会としての基本的な考え方を示すこととする。

ア 区分1の情報

区分1の情報は、関係した生徒の氏名・生年月日、被害生徒保護者の氏名、通報者の氏名を含む情報であり、関係生徒等の個人に関する情報であって、当該関係生徒等を直接識別することができるものである。当該情報は、情報公開条例第7条第2号本文前段に該当し、非公開とすべき情報である。

イ 区分2の情報

区分2の情報は、関係した生徒の在籍する学科、学年、クラス、性別、年齢、被害生徒の担任教職員名、部活動顧問の教職員名を含む情報であり、関係生徒等の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、当該関係生徒等を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2号本文前段括弧書きに該当するものと認められる。なお、審査請求人は、教職員の氏名について、ただし書に該当し公開するべきと主張しているが、当該教職員の氏名は、学校関係者等において当該関係生徒等を識別することができる可能性が非常に高い情報であるから、非公開とすべきである。

ウ 区分3の情報

区分3の情報は、次の情報である。

区分3-1： 実施機関が関係生徒等に対して行った聴取・指導に係る情報

区分3-2： 実施機関以外の者が任意で提出した文書に記載されている情報（文書9から文書11における関係生徒等の要望等）

これらの情報は、関係生徒等の個人に関する情報であって、当該関係生徒等を識別することができる情報ではないが、公にすることにより、なお当該関係生徒等の権利利益を害するおそれがあるものであるから、非公開とすべきである。

なお、区分3の情報は、実施機関が行った不適切指導及びいじめに係る事務に関する情報でもあり、当該事務の性質上、公にすることを前提とすると、被聴取者が事実を証言することをためらい、正確な事実の把握に支障をきたすおそれがあることから、情報公開条例第7条第6号（事務事業情報）にも該当する可能性があるものと思われる。

エ その他の情報

当審査会として、本件対象文書を見分したところ、別表2に掲げる箇所は区分1から区分3のいずれにも該当しないものと認められる。

当該箇所については、関係生徒等に関する情報がみだりに公にされるものではないと認められる情報であるため、非公開情報には該当しないものと判断した。

6 情報公開条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）について

第9条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を

公開することができる。」と規定している。

審査請求人は、同条に基づき裁量的公開をすべきであると主張するが、公益上特に公開する必要があるという事情は認められない。

7 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和3. 7. 9	実施機関から諮問を受けた（諮問教職第236号）。
3. 8. 3	実施機関から弁明書の提出を受けた。
3. 9. 7	実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
3. 10. 12 (第318回審査会)	事案の審議を行った。
3. 11. 16 (第319回審査会)	事案の審議を行った。
3. 12. 21 (第320回審査会)	事案の審議を行った。
4. 1. 26 (第321回審査会)	事案の審議を行った。
4. 2. 22 (第322回審査会)	事案の審議を行った。
5. 3. 9	実施機関からヴォーン・インデックスの提出を受けた。
5. 3. 22 (第337回審査会)	事案の審議を行った。
5. 4. 25 (第338回審査会)	事案の審議を行った。
5. 5. 30 (第339回審査会)	事案の審議を行った。
5. 7. 4 (第340回審査会)	事案の審議を行った。
5. 12. 12 (第346回審査会)	事案の審議を行った。
6. 5. 16 (第348回審査会)	事案の審議を行った。
6. 6. 26 (第349回審査会)	事案の審議を行った。
6. 7. 25 (第350回審査会)	事案の審議を行った。
6. 11. 20 (第353回審査会)	事案の審議を行った。
6. 12. 18 (第354回審査会)	事案の審議を行った。
7. 2. 19 (第355回審査会)	事案の審議を行った。

別表1 本件処分において非公開とされている部分の分類整理

文書名	通頁	実施機関が非公開とした部分	左の区分 (第5・5(3)参照)
文書1 いじめに関する報告書	1	被害生徒及び関係生徒の区分(「氏名」横に続く非公開部分)	区分2
		「ふりがな」及び「氏名」	区分1
		「学科」及び「学年」	区分2
		「性別」	区分2
		「生年月日」	区分1
		「(年齢)」	区分2
		「把握(通報者)の氏名」	区分1
		「被害生徒との関係」	区分3-1
		「事案の概要」欄の非公開部分	区分2 区分3-1
	2	「調査の結果」欄の非公開部分	区分2 区分3-1
		「今後の方針 等」欄の非公開部分	(公開相当)
		「指導の結果」欄の非公開部分	区分3-1
文書2 いじめ問題個 案件対応チー ム会議(7月 1日)記録	3	「メンバー」のうち「H担任」名字	区分2
		「メンバー」のうち「〇〇部顧問」部活動名	区分2
		「メンバー」のうち「〇〇部顧問」名字	区分2
		「(概要)」の各項目下の非公開部分	区分1 区分2 区分3-1
	3	「(これまでの経緯)」の各項目下の非公開部分	区分1 区分2 区分3-1
		「(今後の対応)」の各項目下の非公開部分のうちの被害生徒の名字及び部活動名	区分1 区分2
		「(今後の対応)」の各項目下の非公開部分のうちの被害生徒に確認する内容	区分3-1
		「(今後の対応)」の各項目下の非公開部分のうち、上記以外の部分	(公開相当)
		「(担任から)」の各項目下の非公開部分	区分1 区分2 区分3-1
		最下段の非公開部分	(公開相当)
文書3 別紙記録①～ ④の一覧	4	1行目の非公開部分のうち教員の名字	区分2
		1行目の非公開部分のうち上記以外の部分	(公開相当)
		2行目の非公開部分のうち被害生徒の名字	区分1
		2行目の非公開部分のうち上記以外の部分	(公開相当)
		3行目の非公開部分のうち部活動名及びチーム名	区分2
		3行目の非公開部分のうち上記以外の部分	(公開相当)
		4～6行目の非公開部分のうち関係生徒の名字及びクラス名	区分1 区分2
		4～6行目の非公開部分のうち上記以外の部分	(公開相当)
文書4 別紙記録①	5 ～ 8	1行目の非公開部分のうち教員の名字	区分2
		1行目の非公開部分のうち上記以外の部分	(公開相当)
		聴取内容	区分1
			区分2 区分3-1

文書名	通頁	実施機関が非公開とした部分	左の区分 (第5・5(3)参照)
文書5 別紙記録②	9	1行目の「7/2(木) 昼休み」の右側の非公開部分のうち被害生徒の名字	区分1
		1行目の「7/2(木) 昼休み」の右側の非公開部分のうち被害生徒のホーム担任の名字	区分2
		1行目の「7/2(木) 昼休み」の右側の非公開部分のうち上記以外の部分	(公開相当)
		聴取内容	区分1 区分2 区分3-1
文書6 別紙記録③	10 ～ 12	関係生徒氏名、クラス名及び聴取内容(非公開部分)	区分1 区分2 区分3-1
文書7 別紙記録④	13	関係生徒の名字及び聴取内容(非公開部分)	区分1 区分2 区分3-1
文書8 いじめ問題個別 案件対応 チーム会議 (7月31日)記録	14	「参加者」のうちの「ホーム担任」の名字、「〇〇部顧問」の部活動名及び顧問の名字	区分2
		「1 問題の概要」横の非公開部分	(公開相当)
		「2 ■■について」の項目の非公開部分	区分3-1
		「2 ■■について」の項目下の非公開部分	(公開相当)
		<学校の対応について>の項目下の非公開部分	区分1 区分3-1
		<いじめの認知について>の項目下の非公開部分	区分3-1
		<今後の対応について>の項目下の非公開部分	区分3-1
	15	<今後の対応について>の項目下の非公開部分	区分1 区分3-1
		「3 ■■について」の項目の非公開部分	区分3-1
		「3 ■■について」の項目下の非公開部分	(公開相当)
		「◇ホーム担任より補足説明」の項目下の非公開部分	区分3-1
		<いじめの認知について>の項目下の非公開部分	区分1
	16	<いじめの認知について>の項目下の非公開部分	区分3-1
		<今後の対応について>の項目下の非公開部分	区分3-1
	17	<今後の対応について>の項目下の非公開部分	区分1 区分3-1
		「4 ■■について■■」の項目下の非公開部分	(公開相当)
		「4 ■■について■■」の項目下の非公開部分	区分1 区分3-1
文書9 いじめ等問題 解決に向けて 要望すること	18		
		「1 はじめに」の非公開部分	区分3-2
		「3 要望事項」の1～3行目の部分	区分3-2
文書10 経緯等説明書	19 ～ 32	経緯等(非公開部分)	区分3-2
	33	電磁的記録を印刷したもの(非公開部分)	区分3-2
文書11 今後について	34	メモ書き(最上段の非公開部分)	区分3-2
		要望内容(上記を除く非公開部分)	区分3-2

文書名	通頁	実施機関が非公開とした部分	左の区分 (第5・5(3)参照)
文書12 再発防止について	35	メモ書き(最上段の非公開部分)	区分3-1
		関係生徒保護者氏名(4、5行目)	区分1
		「1部活動指導について」の項目下の非公開部分	(公開相当)
		「2いじめ問題への対応について」の項目下の非公開部分	(公開相当)

別表2 当審査会として公開すべきと判断する部分

文書名	通頁	実施機関が非公開とした箇所のうち 公開すべき部分	左に係る判断
文書1 いじめに関する 報告書	2	「今後の方針 等」欄の全て	定型的な問題解決手法を示しているにすぎず、非公開情報に該当しない。
文書2 いじめ問題個別 案件対応チーム会 議(7月1日)記 録	3	21行目の全部 22行目1文字目及び6文字目から末尾まで 25行目の1文字目から7文字目まで 25行目の12文字目から末尾まで 28行目の全部 33行目の全部	非公開情報に該当しない。
文書3 聴き取り (別紙記録①～ ④の一覧)	4	1行目20文字目から23文字目まで 2行目23文字目から25文字目まで 3行目19文字目から22文字目まで 6行目1文字目から9文字目まで 6行目15文字目から17文字目まで	非公開情報に該当しない。
文書4 別紙記録①	5	1行目15文字目から22文字目まで	当該文書が聴取記録であることを示すものにすぎず、非公開情報に該当しない。
文書5 別紙記録②	9	1行目6文字目 1行目15文字目から18文字目まで	非公開情報に該当しない。
文書6 別紙記録③	10	凡例4行目5・6文字目	非公開情報に該当しない。
	11	凡例1行目7・8文字目	非公開情報に該当しない。
	12	凡例1行目5・6文字目	非公開情報に該当しない。
文書7 別紙記録④	13	1行目8・9文字目	非公開情報に該当しない。
文書8 いじめ問題個別 案件対応チーム 会議(7月31 日)記録	14	7行目の全部 9行目の全部	会議次第に係る情報であり、非公開情報に該当しない。
	15	21行目の全部	会議次第に係る情報であり、非公開情報に該当しない。
	17	14行目の全部	会議次第に係る情報であり、非公開情報に該当しない。
文書12 再発防止について	35	「1部活動指導について」の全部	一般的な再発防止策を提示しているにすぎず、非公開情報に該当しない。
		「2いじめ問題への対応について」の全部	一般的な再発防止策を提示しているにすぎず、非公開情報に該当しない。